

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、「当組合の任意継続保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険被扶養者」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較し、選択された健康保険にお手続きください。

	加入先	手続き先	加入条件
退職より5日以内に事業所が「資格喪失届」を健保組合に提出	埼玉機械工業健保の任意継続被保険者となる	埼玉機械工業健保	退職までに被保険者期間が2ヵ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること
	国民健康保険	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの市区町村に問合せください
	ご家族の健康保険被扶養者となる	ご家族の勤務先	ご家族が加入する健康保険組合等の扶養条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問合せください。

■任意継続加入の手続きについて

- ・申出書類は、お勤めの会社からいただくか当組合HPよりダウンロード(一部)してください。
- ・申出は、会社を退職した翌日より起算して20日以内に行ってください。
- ・郵送で申出される場合も、退職の翌日から20日以内に必着するようお送りください。
- ・保険料(初回分)は、申出書類と一緒にご提出いただき現金持参または現金書留での納付となります。
- ・被扶養者がいる場合は、「被扶養者異動届」・「被扶養者現況届」及び各種証明書を添付してください。詳しい添付書類は、表1『被扶養者添付書類一覧表』または、当組合HPをご覧ください。
- ・「被保険者資格喪失届」が事業所より提出され、当組合が受理しませんと任意継続加入の手続きはできません。

表 1

～～～被扶養者添付書類一覽表～～～

● = 該当した場合必ず添付

○ = 該当した場合、必要に応じて添付

添 付 書 類		夫・妻	子	父母	養父母	祖父母	弟・妹	兄・姉	義父母	義兄弟姉妹
1. 現況届（18歳未満、学生は除く）		●	●	●	●	●	●	●	●	●
2. 所得証明書又は非課税証明書（18歳未満、学生は除く）		●	●	●	●	●	●	●	●	●
3. 在学証明書 又は 学生証（写）			●				●	●		●
4. 被扶養者申立書			連れ子 ○			18歳未満 ○				18歳未満 ○
【収入ありの場合】										
パート等	5. 給与明細書（直近3ヶ月分）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6. 雇用契約書 （給与明細書3ヶ月無い場合、契約変更、収入減となった場合等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
年金	7. 年金証書(写)		障害			障害				
	8. 年金振込み通知書（写） （遺族年金、障害年金、企業年金すべて）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
雇用保険	9. 雇用保険受給資格者証（受給終了の場合も必要）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自営等	10. 確定申告書類一式 （収支内訳表または、決算書必須）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
【申請理由により必要なもの】										
同居	11. 住民票 （世帯全員の続柄表示があるもの） 【生計維持確認のため】	内縁 ●	連れ子 ●							●
	12. 戸籍謄本 （被保険者と姓が違う場合等）	●	連れ子 ●	●	●	●	●	●	●	●
その他	13. 扶養義務者の収入証明	●	●	●	●	●	●	●	●	●
別居	14. 遠隔地申請、仕送り証明	●	●	●	●	●	同居のみ認定			

※ 必要に応じて、ご本人の「所得証明」等収入のわかる書類をご提出していただく場合があります。

【当組合の任意継続被保険者に参加された場合】

被保険者期間は？

- 最長2年間です(延長はできません)ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格喪失となります。

資格喪失事由	喪失理由
①任意脱退したいとき	申出
②就職して社会保険、船員保険等の被保険者となったとき	就職
③2年間の法定期間が終了したとき	期間満了
④被保険者が死亡したとき	死亡
⑤被保険者が後期高齢者医療制度(75歳)に参加となったとき	長寿
⑥保険料を納入期限までに納めなかったとき	未納

※注意 ①②④については、資格喪失申出書等の提出が必要となります。

保険料は？

- 全額自己負担となります。
 ■ 原則2年間は変わりません。(当組合の保険料率が改定される場合を除きます)
 ■ 納付方法は、①納付書による振込(健保組合にて窓口支払可) ②口座登録による振替 ③一括して納付する前納制度があります。

※ 前納制度とは

次の期間について、保険料を前納することができます

4月分から9月分、10月分から翌年3月分までの6ヶ月分、4月分から翌年3月分までの12ヶ月分

年度途中で任意継続被保険者となった場合は、資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分(当該年度の3月分)までの期間一括して前納することにより、健康保険料の割引が適用されます。

- 振込忘れを防止するため、口座振替をお勧めしています。引落の際に手数料がかかりますが、振込よりお安くなっています。
 但し、口座振替には1~2ヶ月かかりますので、振替手続が完了するまでは銀行窓口またはATMで振込をしていただきます。
 ■ 振替の場合は、前月の27日(休日の場合は翌営業日)が振替日となります。何らかの理由で振替出来なかった場合は、再度の振替は出来ませんので振込をしていただくこととなります。

【任意継続の申請から保険証発行までの流れ】

